

大分大学福祉健康科学部における紀要の発行及び投稿に関する内規

令和2年10月14日制定

令和2年福祉健康科学部内規第5号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学福祉健康科学部紀要編集委員会内規（令和2年福祉健康科学部内規第4号）第11条の規定により、大分大学福祉健康科学部における紀要（以下「紀要」という。）の発行及び投稿に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 紀要の名称は、福祉健康科学とする。

(発行及び編集)

第3条 紀要は、大分大学福祉健康科学部（以下「本学部」という。）が主体となって発行し、その編集は大分大学福祉健康科学部紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という。）が行う。

(収録内容)

第4条 紀要は、次の各号に掲げる原稿を掲載する。

- (1) 未発表の原著論文
- (2) 研究ノート
- (3) 事例研究
- (4) 調査報告等（調査報告、実践報告、資料及び書評をいう。以下同じ。）
- (5) その他紀要編集委員会が認めるもの

(査読)

第5条 投稿された原稿の査読は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 査読の対象は、前条各号に掲げる原稿とする。
- (2) 前条第1号から第3号までの原稿については、内容及び専門性をもとに、紀要編集委員会が大分大学内外の教育・研究機関等の研究者の中から2人の査読者を選任する。
- (3) 前条第4号及び第5号の原稿については、内容及び専門性をもとに、紀要編集委員会が1人の査読者を選任する。
- (4) 前二号に規定する査読者は非公表とする。
- (5) 査読者は、所定の期日までに紀要編集委員会に対して審査報告書（所定様式）を提出し、当該審査報告書に、審査の結果とともにその理由を記入するものとする。
- (6) 審査結果は、次に掲げるいずれかとする。
 - ア A（採択） 原稿のまま、掲載可の水準にあると認められる。
 - イ B（一部修正） 掲載できる水準にあるが、一部修正が必要である。
 - ウ C（修正） 大幅な修正が必要である。
 - エ D（不採択） アからウまでの水準に達していない。

(掲載の決定)

第5条の2 紀要編集委員会は、前条第6号に規定する査読者の審査結果に基づき、原稿の掲載の条件及び可否を決定する。

- 2 紀要編集委員会は、原著論文の審査結果が、査読者2人のうち、少なくとも1人が前条第6号ウ又はエである場合、査読者の審査結果に係る意見を十分に考慮するものとする。
- 3 前項の場合において、紀要編集委員会は、当該原稿の投稿時に原著論文として申請したものであっても、当該審査結果に基づき、研究ノート、事例研究、調査報告等、その他紀要編集委員会が認めるものとするを掲載条件とすることがある。

(投稿資格)

第6条 投稿資格は、投稿日において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学部若しくは福祉健康科学研究科の担当教員又は定年退職した本学部若しくは福祉健康科学研究科の担当教員（以下「本学部教員」という。）であること。
 - (2) 本学部にて在籍する学生若しくは本学部の卒業生又は福祉健康科学研究科にて在籍する大学院生若しくは福祉健康科学研究科の修了生であって、本学部教員の推薦があること。この場合において、当該本学部教員は、原則として投稿しようとする者の指導教員又は指導教員であった者とする。
- 2 前項各号に該当する者以外の者が投稿する場合は、本学部教員が共同執筆者でなければならない。
- 3 投稿（共同執筆の場合を含む。）又はその推薦を行う本学部教員は、投稿日において、次の各号に掲げる研究倫理に関する要件のうち、二以上に該当するものとする。
- (1) 国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程（平成27年規程第34号）第14条に規定するコンプライアンス教育等に関する研修会を受講（ビデオ視聴による受講を含む。）すること。
 - (2) 独立行政法人日本学術振興会が作成した研究倫理に係る教材による研修を受講すること。ただし、その要件は、当該受講修了年度から3年以内とする。
 - (3) 国立大学法人大分大学が作成した研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するための基本的事項を収録した手引書を確認すること。

(編数、提出方法、使用言語及び字数制限)

第7条 投稿できる編数は、単著及び共著（筆頭著者の場合）にあつては1人1編とし、筆頭著者以外の者が著者となる共著にあつては、編数に制限を設けないものとする。

- 2 原稿は、別に定める要領に基づいて作成し、当該原稿の電子データを紀要編集委員会に送付する。
- 3 紀要に使用できる言語は、日本語又は英語とする。

(発行及び原稿の締切)

第8条 紀要の発行は、原則として毎年2月とする。

- 2 原稿の締切日は、毎年10月末日とする。

(原稿の校正)

第9条 原稿の校正は，原則として二校までとする。

2 原稿の校正において，原文を甚だしく修正することは認めない。

(発行及び原稿の電子化)

第10条 紀要発行の形態は，原則として電子的方式とする。

2 掲載された論文等は，インターネット等により学内外に公表する。

(著作権)

第11条 掲載された論文等の著作権は，大分大学福祉健康科学部紀要編集委員会に帰属する。ただし，著作者は著作権が紀要編集委員会に帰属する著作物を自ら利用することができる。

(論文等配列の順序)

第12条 論文等配列の順序は，原則として著者名(共著の場合は筆頭著者)の五十音順とし，原著論文，研究ノート，事例研究，調査報告等，その他紀要編集委員会が認めるものの順とする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか，紀要の発行及び投稿に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この内規は，令和2年10月14日から施行する。

附 則(令和4年福祉健康科学部内規第1号)

この内規は，令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年福祉健康科学部内規第1号)

この内規は，令和5年7月12日から施行する。